

小金井市議会と国立大学法人東京学芸大学とのパートナーシップ協定書

小金井市議会（以下「甲」という。）と国立大学法人東京学芸大学（以下「乙」という。）とは、両者の連携と相互協力の確立に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、二元代表制における議会としての責務を有する甲と、研究資産等知的資産を有する乙が、パートナーシップを構築することにより、地域の発展に資する政策等への対応を目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、相互に連携、協力するものとする。

- (1) 地域・教育・地方自治等の政策課題についての意見交換、専門的見地からの助言に関すること。
- (2) 甲の政策能力の向上に関すること。
- (3) 乙の教育環境に関すること。
- (4) その他、甲及び乙が協議の上必要と認める事項に関すること。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく協力事項の実施において、相手方から知り得た個人に係る情報等について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示及び漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から本協定に係る改定の申し入れがないときは、さらに1年間同一内容で継続するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第5条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との協力に関し必要な事項については、甲、乙協議の上別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月30日

小金井市本町六丁目6番3号
甲 小金井市議会

小金井市貫井北町四丁目1番1号
乙 国立大学法人東京学芸大学

議長 五十嵐 京子

学長 國分 充